

## 公益財団法人 日本ハンドボール協会登録規程細則

### (目的)

第1条 公益財団法人日本ハンドボール協会（以下、本協会とする。）登録規程の中の次の各条項について、本協会登録規程の細則を設け、細部を規定する。

### (各大会への参加区分)

第2条 各大会の参加区分については、各大会の主催団体にて決定する。

### (登録の手続き方法)

第3条 登録を申請しようとするものは、日本協会が指定する登録システム（マイハンドボール）を利用して登録を行わなければならない。

2. 第1項の登録システム上で会員登録、チーム登録、チーム参加登録が行われた場合であっても、別に定められた登録金の納付が確認できない場合には、登録は完了していないものとする。

### (登録)

第4条 登録を完了していないチーム（チーム、選手、役員）、審判員は、日本協会主催、各連盟及び各都道府県主催大会に参加することはできない。

### (外国籍選手の試合エントリー)

第5条 本協会主催大会では外国籍選手の試合エントリーは制限せず、オンコートはトプレーヤ2名、ゴールキーパー1名の合計最大3名までとする。

各連盟主催の大会においては、外国籍選手が出場できる「試合エントリー」は及び「出場」については、各大会、連盟ごとに取り決める。

### (移籍による追加登録)

第6条 登録規程第11条、第15条及び第16条に基づき、他のチームに移籍し追加登録の手続きを行った選手は、その後、向こう3カ月は登録抹消をし、他のチームに追加登録することはできない。

- 2 予選を伴うブロック大会、全国大会においては、当該大会の予選で登録したチームでしか試合に参加することはできない。予選終了後に当該のブロック大会・全国大会に他のチームに移籍して参加することは許されない。
- 3 日本リーグ間の移籍、日本リーグと大学との移籍については、日本協会登録規程並びに本細則の取り決めの範囲において、日本リーグ機構と学生連盟によって別途取り決める。
- 4 学校間の移籍などについては、別途各連盟にて取り決め運用することができる。
- 5 移籍による新たなチームへの登録による登録金の支払いについては、次の通り定める。
  - (1) 同じカテゴリー間での移籍で、個人登録料に差額が生じない場合には、登録金の支払いは発生しない。
  - (2) 異種カテゴリー間の移籍には、当該の個人登録料について全額を日本協会に支払うものとする。

- (3) 各連盟、各都道府県間の移籍の場合には、それぞれが定めた個人登録料を移籍先の連盟ならびに都道府県協会に支払わなくてはならない。

第7条 日本協会に納付する登録金については別表1のとおりとする。

付則 本細則は、平成7年6月10日より施行する。

本細則は、平成8年4月1日より一部改正する。

本細則は、平成9年4月1日より一部改正する。

本細則は、平成16年4月1日より一部改正する

本細則は、令和3年4月1日より一部改正する。

【別表1】

カテゴリー	チーム（金額） 個人/役員（金額）
一般L	チーム(700,000円) 選手(2,300円)/役員(2,300円)
一般A	チーム(35,000円) 選手(1,600円)/役員(2,300円)
リージョナル	チーム(5,000円) 選手(1,100円)/役員(2,300円)
大学	チーム(17,000円) 選手(1,100円)/役員(2,300円)
高専・高校	チーム(10,000円) 選手(800円)/役員(2,300円)
中学生・クラブ	チーム(2,000円) 選手(800円)/役員(2,300円)
小学生・クラブ	チーム(2,000円) 選手(500円)/役員(2,300円)

※大学生以下の学生・生徒役員は選手と同額

※同学校の男女チーム役員を兼ねる場合には1チーム分のみ